

平成 27 年 2 月 23 日
公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会
プラスチック容器事業部

再商品化事業の円滑な実施を図るための重要事項

平成 27 年度再商品化業務実施に当たり、以下に示す再商品化業務に関する重要事項を、必ず事前に確認いただくようお願いする。

1. 契約書について

「プラスチック製容器包装再商品化実施契約書」(事業者説明会資料 19) には、再商品化を実施する上での基本となる重要な内容が記載されており、契約締結に先立ち熟読されたい。また、第 2 条ならびに第 6 条に若干の変更もあるので確認いただきたい。

2. 措置規程について

上記の再商品化実施契約と対をなす「再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程上限基準」(事業者説明会資料 18) も併せて確認いただきたい。

* 【参考】 平成 26 年度 措置発動・業務改善指示書発行総件数 (H26.4-1 月) : 12 件

(内訳) 契約中途辞退 : 1 件
再生処理施設の維持管理義務違反 : 2 件
再商品化製品の不適正利用 : 2 件
指定可燃物の貯蔵届出量超過 : 2 件
品質基準値未達 : 4 件
安全衛生管理体制の不備 : 1 件

3. 指導票について

業務改善指示書を含む措置には該当しないが、当事業部として看過できない事項に対しては、今年度も「指導票」を発行して注意喚起・早期改善を図っていく。

* 【参考】 平成 26 年度 指導票発行総件数 (H26.4-1 月) : 21 件

(内訳) 安全衛生関連 : 10 件
利用事業者関連 : 11 件

4. 労働災害の発生防止

再商品化業務において、作業安全ならびに良好な労働衛生状態の確保は事業実施にあたっての最重要事項であるにもかかわらず、下記参考データの通り、未だ重大災害が後を絶たない状況にある。

*【参考】 労働災害（怪我等身体への障害を伴う）事故年度別発生件数

H26：8件（4-1月）、H25：6件、H24：6件、H23：10件

この背景には、別紙の参考資料①「平成26年度の労働災害発生状況」に見られるように、不用意に稼働中の機器の中に手を入れる等、一歩間違えば重大災害になりかねない不安全作業や、安全確保のための設備対応が不十分な作業場環境等が未だ存在していると思われる。

従業員の安全確保は、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則により事業者には義務付けられていること、これに違反すれば法に基づき罰せられることを十分に認識し、再商品化業務実施にあたっていただきたい。

* 参考資料②（別紙）入札説明会時参考資料①「事故や労働災害に関する注意事項」

5. 禁忌品混入による発煙事故（小火）への注意依頼

個別に情報提供を受けている再商品化事業者からの事故報告によると、直近の2年半の間に発生した発煙事故（小火）が103件にのぼっており、かつ年々増加の傾向にある。また、小火の発生原因の5割強はリチウム電池によるものとなっている。協会としては市町村に対し、説明会、REINS、ホームページ等を通じて、禁忌品混入防止に向けた市民への啓発、保管施設での破袋・選別の徹底を依頼しているが、残念ながら禁忌品の混入を根絶するには至っていない。

このような発煙（小火）事故発生時には、必ず該当市町村に対し注意喚起をおこなっていただくとともに、併せて協会へも一報いただくようお願いする。

6. 再商品化製品の適正利用の確保

利用事業者とのコミュニケーション不足に起因する指導票発行状況は下記の通りであり、適正利用の確保という観点からは未だ課題を多く残している。適正利用とは利用事業者まで含めて完結するものであることを理解いただき、利用事業者へ「適正な利用に関する遵守・合意事項」を十分に説明の上、合意を得ていただくことをお願いする。

*【参考】 利用事業者関連の指導票発行総件数（H26.4-1月）：11件

（内訳） 利用事業者への訪問未実施：3件

利用事業者に稼働記録無し・未提示：2件

管理書類関係の誤記、不備：3件

フレコンタグの取り外し不徹底：3件

また、平成27年度からは、新たに引取同意書を取得する新規利用施設（工場）について引取同意書取得時の「現地確認記録」（資料2にて詳細説明）の作成・保存をお願いする。

平成 27 年 2 月 23 日
公益財団法人 容器包装リサイクル協会
プラスチック容器事業部

平成 26 年度の労働災害発生状況

1. 手選別ラインで詰り発生。機械停止をせずに手を入れ、作業服が接触し右腕がコンベアに巻き込まれる／ 右腕上腕部骨折
2. ペレット脱水機の詰り除去中、機械停止をせず、回転中のフィンに指が接触／ 左手中指骨折
3. 洗浄機パドルの詰り除去後の再運転時に、更に残っていた原料を除去しようと機械を停止しパドル先端部に手を入れたが、まだパドルが慣性回転しており、指を挟まれる／ 左手薬指切断、中指骨折、人差し指・小指裂傷
4. ダンゴ破砕機投入ホッパーへ材料を押し込んだ際に、持っていた材料が回転刃にふれた反動で、その材料ごと手が振られる／ 右手親指骨折・裂傷、人差し指付け根・小指裂傷

⇒ 回転機器のメンテナンス作業時に機械停止（回転部停止確認）を怠ったことによる

5. 床の落下物を踏み、滑って膝を打撲／ 右膝蓋骨骨折
6. 成型作業中に階段で足を滑らせ、手すりでも左胸を打撲／左肋骨 2 本にひび

⇒ 作業場環境の 5S の徹底不足・不注意による

7. 契約社員が金型交換時に約 1 m 落下／ 胸骨打撲、左腿筋肉断裂
8. 解体機メンテナンス中に、踏み台にしていた、椅子から落下、転倒し入院／ 第十胸椎破裂骨折

⇒ 作業場環境の安全設備等対応不備・不注意による

以上

平成 26 年 12 月 10 日
 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
 プラスチック容器事業部

事故や労働災害に関する注意事項

受託業務及び再生処理業務において、万全の安全衛生対策及び生活環境保全措置を講じ、健康障害、安全衛生上又は生活環境保全上の事故及び支障の発生を未然に防止しなければならない。

受託業務において、万一、事故や労働災害が発生してしまった場合の協会への報告については、下記のように願います。

事故・労働災害における報告区分

事故・労働災害の報告	労働基準監督署への報告書提出の要・不要		協会への報告	協会の措置対応*	
	報告対象	報告期日			
(事故報告) 労働安全衛生規則第 96 条	96 条に示される事故が発生した場合、報告書を提出	遅滞なく	速やかな報告 及び 月次報告	前置措置としての指導票を発行	
(労働者死傷病報告) 労働安全衛生規則第 97 条	労働災害により死傷し、又は休業した場合、報告書を提出	休業 4 日以上	速やかな報告 及び 月次報告	前置措置としての指導票を発行	
		休業 4 日未満	①四半期ごと 1～3 月、4～6 月 7～9 月、10～12 月 ②期間最後の月の翌月末日まで	速やかな報告 及び 月次報告	前置措置としての指導票を発行
		休業無し	不要 (療養の給付請求書) 医療機関を経由し労基へ提出	速やかな報告 及び 月次報告	内容に応じ対応

*：前置措置以降の対応は、措置規程上限基準に準ずる。

尚、従来は受託業務以外についても報告を求めていたが、受託業務以外の報告は不要とする。但し、受託業務に影響を及ぼす事故については報告を要する。

以上